

令和5年度消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進 現行制度からの変更点（予定）

変更点	現行	令和5年度
事業の取組	地域での食育の推進 ① 都道府県を通じた取組（都道府県域内で食育活動を行う取組）	地域での食育の推進 ① 都道府県を通じた取組（都道府県域内で食育活動を行う取組） ② <u>（新設）都道府県域を越えた取組（2つ以上の都道府県で食育活動を行う取組）</u>
交付率	① 事業費の定額（1/2）以内 ※1	① 事業費の定額（1/2）以内 ※1 ② <u>（新設）事業費の定額（1/2）以内</u> ※2
事業実施計画のポイント加算事項	① ・「新たな日常」やデジタル化に対応した取組 ・多世代交流、共食の場の提供に関する取組 } ※1	① ・「新たな日常」やデジタル化に対応した取組 ・多世代交流、共食の場の提供に関する取組 } ※1 ・ <u>（新設）環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組</u> ② ・ <u>（新設）「新たな日常」やデジタル化に対応した取組</u> ・ <u>（新設）多世代交流、共食の場の提供に関する取組</u> ・ <u>（新設）環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組</u> } ※2

※1 は、都道府県を通じた取組

※2 は、都道府県域を越えた取組